

# 【再募集】令和6年度 川崎市スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人員 1名

## 2 応募資格

令和6年3月31日現在において、次の（1）（2）のいずれかの条件を満たす人

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者の資格を取得（予定）している方
- (2) 福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する方又は活動経験の実績等がある方で、次の職務内容を適切に遂行できる方
  - ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
  - ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
  - ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
  - ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
  - ⑤教職員等への研修活動

※ ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）は、受験できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 勤務条件

### (1) 任用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

※採用（再度の任用を含む）については条件付採用となり、任用開始日から1箇月を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

※勤務状況が良好な場合、面接の上、4回まで再度の任用を行うことができます。

### (2) 勤務日・勤務時間

1週4日間勤務 午前9時から午後5時15分（休憩時間60分を含む）

※時間外勤務は原則ありません。ただし、公務のため臨時または緊急の必要がある場合において勤務時間を超えて勤務を命じることがあります。

### (3) 勤務場所

教育委員会事務局学校教育部 区・教育担当（宮前区役所地域みまもり支援センター内）

### (4) 報酬等

令和6年度月額 195,414円

※地域手当を含みます。原則当月分を当月21日に支払

川崎市職員としての経験年数により金額が加算されることがあります。

通勤費相当額 月額55,000円を上限とした認定額

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月21日に支払  
上記のほか、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

### (5) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇等

### (6) 福利厚生

厚生年金、健康保険、雇用保険

#### 4 応募方法

##### 【応募書類】

市ホームページより、下記①②をダウンロードし、必要事項を記入の上、③の封筒を同封して、下記担当宛てに御郵送（簡易書留）ください。

##### 《申込時の提出書類》

###### ①採用選考申込書

\*カラー写真で3カ月以内に撮影したもの（縦40mm×横30mm）を使用してください。

###### ②採用選考課題のレポート

【課題】「課題を抱えた児童生徒及び保護者や、学校を支援する際、あなたはスクールソーシャルワーカーとして、何を大切に支援を行っていきますか。」

###### ③返信用封筒（結果通知用）

\*応募者の宛名宛先を記入し84円切手を貼付した長形3号封筒

##### 【応募期間】

令和6年3月29日（金） ～ 随時

##### 【応募先】

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階  
川崎市教育委員会事務局教育政策室 区教育・事業調整担当 宛

#### 5 選考試験

##### (1) 一次選考

[書類選考：①採用選考申込書 ②課題のレポート]

①スクールソーシャルワーカーとして必要な資格や経験、意欲などを評価します。

②スクールソーシャルワーカーとしての姿勢や専門性、論理性などを評価します。

\*一次選考結果は、①②の書類が到着後、2週間以内に応募者に郵送します。

##### (2) 二次選考

[面接選考] ※一次選考通過者のみ

一次選考通過者に連絡をして日程調整します。

\*問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 教育政策室

区教育・事業調整担当 電話 044-200-2465